

神戸市立地域交流センターの優先使用及び利用料金の免除に関する要綱

(令和8年4月1日地域協働局長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市立地域交流センター条例施行規則（令和7年6月規則第5号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、地域交流センターの優先使用の基準及び取扱いや利用料金の免除について必要な事項を定めるものとする。

(優先使用の基準)

第2条 次の各号に定める場合は、各地域交流センターの利用規程に定める受付期間に先行して、神戸市立地域交流センター条例（令和7年3月条例第22号。以下「条例」という。）第5条に定める施設の使用申請を行うことができる。

- (1) 市やその他公共的団体が主催又は共催する事業を行う場合
- (2) 市やその他公共的団体が委託する事業を行う場合
- (3) 営利を目的としない地域活動を行う場合

(その他公共的団体)

第3条 前条第1号及び第2号に定めるその他公共的団体とは、公共的な活動を営むすべての団体をいい、法人であるかどうかは問わない。その判断に関しては、団体と活動を総合的に判断し、市が行うものとする。

(営利を目的としない地域活動)

第4条 第2条第3号の営利を目的としない地域活動とは次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 活動への参加にあたって、主催する団体の活動方針等への賛同（寄付含む）や団体への加入を条件としないこと
- (2) 住民間の交流を促進する内容であること（参加者が講師に対して謝礼等を渡して行う内容の活動を除く）
- (3) 年間を通じて同一の地域交流センターで定例的に実施されるものであること

(優先使用の認定に係る手続)

第5条 優先使用を希望するものは、条例第5条の施設の使用申請をする前に、この要綱に定められた様式「地域交流センター優先使用に関する申請書（様式第2号）」を指定管理者へ提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理し、その内容が第2条第3号に該当すると判断した場合には「地域交流センター優先使用申請書の提出について（様式第1号）」を添えて、市に提出する。

3 前項の申請書を受理した市は申請書の内容を審査し、優先使用を希望するものに「地域交流センター優先使用承認書（様式第3号）」もしくは「地域交流センター優先使用不承認書（様式第4号）」を送付する。

4 第1項から第3項までの規定は、第2条第1号及び第2号により優先使用を行う場合には適用しない。

(優先使用申請に係る手続)

第6条 前条の規定により優先使用の承認を受けたものが施設を使用するにあたっては、毎年度、次の各号に定める期間に「地域交流センター優先使用承認書(様式第3号)」を提示して、条例第5条の施設の使用申請を行わなければならない。

(1) 第2条第1号及び第2号

市が指定管理者と随時調整する

(2) 第2条第3号において、一年度内に年間を通じた複数日の優先使用を希望する場合
使用しようとする年度の前年度の1月の1か月間

(3) 第2条第3号において、一年度内に随時の優先使用を希望する場合
使用しようとする月の2か月前以降で指定管理者が定める期間

(利用料金の免除の基準)

第7条 規則第4条第2号に定める特に公益性又は公共性のあるものとして市長が認める場合とは次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

(1) 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的で行う活動であり、排他的ではないこと

(2) 条例第16条に該当しないこと

(3) 年間を通じて同一の地域交流センターで定例的に実施されるものであること

(4) 1人当たり1回500円を超える料金を収受しないこと

(利用料金の免除に係る手続)

第8条 利用料金の免除を受けようとするものは、条例第5条の施設の使用申請をする前に、この要綱に定められた様式「地域交流センター利用料金免除に関する申請書(様式第6号)」を指定管理者へ提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理し、その内容が前条各号に該当すると判断した場合には「地域交流センター利用料金免除申請書の提出について(様式第5号)」を添えて、市に提出する。

3 前項の申請書を受理した市は申請書の内容を審査し、利用料金の免除を受けようとするものに「地域交流センター利用料金免除承認書(様式第7号)」もしくは「地域交流センター利用料金免除不承認書(様式第8号)」を送付する。

4 前項の承認書を受理した利用料金の免除を受けようとするものは、条例第5条の施設の使用申請時に「地域交流センター利用料金免除承認書(様式第7号)」を提示して、利用料金の免除の承認を受けている旨を指定管理者に申し出なければならない。

5 第1項から第4項までの規定は、規則第4条第1号により利用料金の免除を行う場合には適用しない。

(承認を受けた活動内容等が変更になった場合の手続)

第9条 優先使用承認書及び利用料金免除承認書又はその両方により条例第5条の施設の使用申請を行うものは、その承認書の根拠となる申請書の記載内容に変更が生じた場合は、第5条もしくは第8条に定める手続により、改めて「地域交流センター優先使用に関する申請書(様式第2号)」及び「地域交流センター利用料金免除に関する申請書(様式第6号)」を提出し、市の承認を得なければならない。

2 「地域交流センター優先使用承認書(様式第3号)」及び「地域交流センター利用料金免除

承認書（様式第7号）」は、その承認書の根拠となる申請書の記載内容に変更が生じた時点でその効力を失うものとする。

（留意事項）

第10条 第2条各号に定める基準を満たす場合であっても、次の各号に該当するときは、市は承認を行わないことがある。

（1）優先使用のみにより貸し出し枠の全てが埋まる日が1月につき15日以上となる場合

（2）その他、市民の使用に支障が生じるおそれがある場合

2 虚偽等の不正な手段を用いて、この要綱に定める申請書（「地域交流センター優先使用に関する申請書（様式第2号）」、「地域交流センター利用料金免除に関する申請書（様式第6号）」）の提出を行ったものは、当該承認を取り消し、今後、優先使用や利用料金免除の申請を行うことはできないこととする。

3 他施設と合築のセンターについては、合築先施設との調整により、本要綱を適用しないことがある。ただし、この場合は優先使用や利用料金の取り扱いの内容について、あらかじめ明らかにしなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

地域交流センター優先使用申請書の提出について

神戸市長 宛

令和 年 月 日

神戸市立（ ）地域交流センター指定管理者

団体名：

代表者名：

地域交流センターの優先使用について、添付のとおり提出いたします。

【添付資料】

- ・地域交流センター優先使用に関する申請書（様式2号）（ ）枚

※団体ごとに書類を並べて提出してください。

地域交流センター優先使用に関する申請書

神戸市長 宛

令和 年 月 日

団体名：

代表者名：

代表者連絡先（必ず連絡がつくもの）：

承認書又は不承認書の送付先住所：〒

- 1 使用を希望するセンター 神戸市立（ ）地域交流センター
- 2 予約希望日 ※複数ある場合はすべて記入（必ずしも使用できるとは限りません）
（ ）
- 3 優先使用を希望する活動名

活動名

- 4 活動計画（定例的なものであること） ※既存資料の添付でも可
- 5 確認事項（下記項目がすべて○でなければ、申し込みできません）

活動への参加にあたって、 主催する団体の活動方針等への賛同（寄付含む）や団体への加入を条件としない	
住民間の交流を促進する内容であり、講師や主催者に対して参加者が謝礼等を渡して行う内容の活動ではない	
年間を通じて同一の地域交流センターで定例的に実施する	

- 6 その他（任意：活動内容や活動実績がわかる資料など）

地域交流センター優先使用承認書

_____様

令和 年 月 日

神戸市長

下記のとおり、神戸市立_____地域交流センターの優先使用について、承認します。

記

対象活動及び主催者名（別紙可）

(活動名)	(主催者名)

留意事項

- 承認した活動内容や主催団体等の情報に変更があれば、再度申請を行うこと
- 優先使用者間で使用希望日に競合がある場合は、指定管理者において調整を行うこと
- 神戸市立地域交流センター条例及び同条例施行規則、要綱、利用規程等を遵守すること
- 利用料金の免除を希望する場合は、別途申請を行うこと
- 本承認書は上記活動内容に変更がなく、かつ、市長又は主催者の双方に異議がない限りにおいて、有効とする。上記活動内容に変更が生じた時点、もしくは、市長又は主催者が異議を申し出た時点で当書は効力を失うものとする。

地域交流センター優先使用不承認書

様

令和 年 月 日

神戸市長

下記のとおり、神戸市立_____地域交流センターの優先使用について、不承認とします。

記

対象活動及び主催者名（別紙可）

(活動名)	(主催者名)

不承認理由

- ・
- ・

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神戸市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸市を被告として（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

地域交流センター利用料金免除申請書の提出について

神戸市長 宛

令和 年 月 日

神戸市立 () 地域交流センター指定管理者

団体名：

代表者名：

地域交流センターの利用料金免除について、添付のとおり提出いたします。

【添付資料】

- ・地域交流センター利用料金免除に関する申請書（様式6号） () 枚

※団体ごとに書類を並べて提出してください。

地域交流センター利用料金免除に関する申請書

神戸市長 宛

令和 年 月 日

団体名：

代表者名：

代表者連絡先（必ず連絡がつくもの）：

承認書又は不承認書の送付先住所：〒

- 1 使用を希望するセンター 神戸市立（ ）地域交流センター
- 2 予約希望日 ※複数ある場合はすべて記入（必ずしも使用できるとは限りません）
（ ）
- 3 利用料金の免除を希望する活動名

活動名

- 4 活動計画（定例的なものであること） ※既存資料の添付でも可
- 5 確認事項（下記項目がすべて○でなければ、申し込みできません）

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的で行い、排他的ではない	
神戸市立地域交流センター条例第 16 条に該当しない	
年間を通じて同一の地域交流センターで定例的に実施する	
1 人 1 回当たり 500 円を超える料金を参加者から収受しない	

- 6 その他（任意：活動内容がわかる資料など）

地域交流センター利用料金免除承認書

様

令和 年 月 日

神戸市長

下記のとおり、神戸市立_____地域交流センターの利用料金の免除について、承認します。

記

対象活動及び主催者名（別紙可）

(活動名)	(主催者名)

留意事項

- 承認した活動内容や主催団体等の情報に変更があれば、再度申請を行うこと
- 神戸市立地域交流センター条例及び同条例施行規則、要綱、利用規程等を遵守すること
- 優先使用を希望する場合は、別途申請を行うこと
- 本承認書は上記活動内容に変更がなく、かつ、市長又は主催者の双方に異議がない限りにおいて、有効とする。上記活動内容に変更が生じた時点、もしくは、市長又は主催者が異議を申し出た時点で当書は効力を失うものとする。

地域交流センター利用料金免除不承認書

様

令和 年 月 日

神戸市長

下記のとおり、神戸市立_____地域交流センターの利用料金の免除について、不承認とします。

記

対象活動及び主催者名（別紙可）

(活動名)	(主催者名)

不承認理由

- ・
- ・

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神戸市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸市を被告として（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。